鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（施設予約システムサービス利用調達業務プロポーザル審査会）運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（施設予約システムサービス利用調達業務プロポーザル審査会）（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

（審議する事項）

第２条　審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第２条第３項の規定に基づき設置されるものであり、次の事項を審議する。

施設予約システムサービス利用調達業務に係る企画提案書の評価及び提案の順位の決定

（委員）

第３条　委員は、その審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、鳥取県知事が任命する。

２　委員の任期は、任命した日から令和３年９月３０日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第４条　審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、評価審査会を代表する。

３　会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（審査会）

第５条　審査会は、総務部行財政改革局資産活用推進課長が招集し、会長が議長となる。

２　委員の過半数の出席がなければ、審査会を開くことができない。

３　審査会の議決は、出席数の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

４　審査会はWEB等による開催も可とする。

（秘密の保持）

第６条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、委員を辞した後も同様とする。

（庶務）

第７条　審査会の庶務は、総務部行財政改革局資産活用推進課において行う。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年７月　日から施行する。